

## 亀山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この亀山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

項目	記載する内容	
取組目的	1. 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者等に耐震化に対する理解を更に深めていただく。 2. 市内全域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者等への積極的な普及啓発を行う。	
緊急耐震重点区域	市内全域	
対象住宅	緊急耐震重点区域に存する建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に新築工事に着手した建築物	
計画期間	平成28年度から平成32年度までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。	
取組期間	計画作成：平成28年度 戸別訪問：～平成32年度	
戸別訪問の実施	手法	1. リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度について説明を行う。 2. 不在の場合は、資料をポストインする。 3. 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。 ＊なお、戸別訪問は木造住宅及び非木造住宅と分けて行うこととし、木造住宅完了後に非木造住宅について行うこととする。
	実施時期 (木造住宅)	●～平成27年度 亀山東、亀山中央、亀山西・神辺、亀山南、昼生、井田川南・井田川北、井田川西・川崎南、川崎北、野登、白川、関・関南部、関・関北部、関南部、加太区域の一部の住宅 ●平成28年度 亀山東、亀山中央、亀山西・神辺、亀山南、野登、

		白川、加太区域の一部の住宅 ●平成29年度 関・関南部、関・関北部、坂下区域の一部の住宅 ●平成30年度 亀山東、亀山中央の一部の住宅 ●平成31年度～平成32年度 ①その他の区域の住宅 ②平成28年度までに戸別訪問を行った区域において、留守等により未啓発の住宅
	実施時期 (非木造建築物)	●平成32年度 市内全域
その他の普及啓発活動	戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施する。 ①住宅耐震啓発パンフレットの配布 ②耐震相談会の実施 ③広報及びホームページによる周知 ④防災訓練等各種訓練・イベントにおける周知・啓発	
関係団体との連携	戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、三重県、三重県木造住宅耐震化促進協議会及び亀山耐震推進委員会と連携して活動に取り組む。	
実績の公表	1. 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数をとりまとめ、当該年度末までに三重県に報告する。 2. 実績の公表は三重県がとりまとめ、三重県のホームページにて公表する。	